

別添

## 仕様書(自動車保管場所現地調査業務取扱要綱)

### 第1 要綱制定の趣旨

この要綱は、自動車保管場所現地調査業務契約書第1条に基づく、委託事務の取扱いを定めるものとする。

### 第2 委託業務の範囲

自動車の保管場所の確保に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条の規定により警察署長の行う自動車の保管場所の証明事務のうち自動車保管場所現地調査業務受託者（以下「受注者」という。）に委託するものは、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 自動車保管場所の現地調査（以下「現地調査」という。）
- (2) 調査結果報告書の作成及び報告
- (3) 調査時における自動車保管場所の写真撮影

### 第3 現地調査員に関する事項

受注者は、次の各号の1に該当する者を現地調査員としてはならないものとする。

- (1) 正社員又はこれに準ずる者以外の者
- (2) 自動車の販売・整備の業務を兼業とする者及び自動車保管場所証明申請に係る代理業務を兼業とする者

### 第4 現地調査員の適正な労働条件の確保

受注者は、現地調査員の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

### 第5 異動後の現地調査員及び事務所等一覧表の提出

受注者は、入札参加資格の確認等の際提出した「現地調査員及び事務所等一覧表」に異動があった場合、速やかに異動後の「現地調査員及び事務所一覧表」及び「現地調査員が正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面」を山形県知事（以下「発注者」という。）に提出しなければならないものとする。

### 第6 現地調査の指示

- 1 警察署長は、申請者から提出された自動車保管場所証明申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を受注者に交付し現地調査業務の指示を行うものとする。
- 2 警察署長は、自動車保管場所証明申請取扱簿（別記様式第1号）を作成のうえ、前項

の指示を行うと共に、調査指示月日等を記載して指示経過を明らかにしておくものとする。

## 第7 簿冊の備付

受注者は、前項の指示を受けた現地調査の処理状況を明らかにするため、自動車保管場所証明申請取扱簿（別記様式第2号）を備え、処理するものとする。

## 第8 現地調査

受注者は、申請書類に基づき次の事項について、速やかに調査を行うものとする。

### 1 申請書類内容の確認

(1) 現地における調査は、申請書類を携行し、申請にかかる自動車の保管場所（以下「保管場所」という。）の所在図・配置図、保管場所使用権原疎明書面と現地の状況の同一性を確かめること。

(2) 当該場所が真に保管場所として継続使用できるものであるか、また名目のみの保管場所でないかを関係者に確かめるとともに現地調査時の保管場所状況を写真撮影すること。なお、撮影は、黒板等に調査年月日及び申請者名を記載し同一の写真に納めること。

撮影した写真は、調査結果について「不適當」で報告する場合、調査結果報告書（別記様式第3号）に添付すること。

発注者又は調査指示警察署長は、業務履行状況を確認するため、随時写真の提出（電磁記録による提出も可）を求めることができることとする。

なお、写真は調査日から2ヶ月間保存し、保存期間が終了した日から1ヶ月以内に、写真の情報が判別できなくなるよう確実に処分すること。

### 2 保管場所としての適否

(1) 保管場所が使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートルを超えないことを調査すること。

(2) 保管場所として申請された場所が、商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等の目的に使用されておらず、常に保管場所として使用することができるものであるかを調査すること。

(3) 道路から保管場所までの間、障害物等で遮られることなく出入りさせることができ、保管場所の大きさについては、当該自動車の全体を収容することができるものであるかを調査すること。

## 第9 調査上の留意事項

- 1 現地調査のため他人の土地、建物等に立ち入る必要がある場合は、必ず所有者、管理者等に身分及び目的を明らかにして、その承諾を得て行い、できる限り申請者を立ち合わせる事。
- 2 現地調査の結果は、申請者の利害に直接影響することから、厳正公平かつ適正を期すること。
- 3 現地調査に関して疑義が生じた場合は、必ず現地調査指示警察署長に照会し確実な現地調査を行うこと。
- 4 業務上知り得た秘密は漏らさないこと。
- 5 調査に当たっては、関係書類等の保管管理に万全を期し、盗難等防止に配慮すること。

#### 第10 報 告

- 1 現地調査が終了したときは、調査結果報告書（別記様式第3号）を作成し、申請書類に添付して現地調査指示警察署長に送付すること。
- 2 報告期限は、特別の理由がある場合を除き、現地調査の指示を受けた翌日（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）とすること。

#### 第11 現地調査報告の確認

現地調査指示警察署長は、随時調査結果報告書を抽出して実地調査し、現地調査の適否を確認しその公平を期すこと。

#### 第12 委託事務調査実績の報告

受注者は、委託事務の調査実績について、1か月ごと、翌月10日までに、委託業務調査実績報告書（別記様式第4号）に現地調査指示警察署長の確認書（別記様式第5号）を添えて、発注者に提出すること。





# 自動車保管場所証明申請取扱簿

警察署

年 月 日

作成者

調査依頼日 (交付日)	/								
依頼者印	受託者印								
申請年月日	受理番号	申請者氏名	委 託 状 況					措 置	備 考
			調査日	調査者	回答日 (返却日)	調査結果	回答受理者		
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	
						可 否		証明作成 不可	

- 注 1 本処理簿は、毎会計年度ごとに各警察署ごとに作成して備えること。  
 2 記載は、該当する字句を○でかこむこと。  
 3 備考欄には、不適當の理由、保留の理由及び再調査月日を記入すること。  
 4 編綴は、受託月日順にすること。



様式第3号

		判 定		審 査 者	
		警察署長 殿		年 月 日	
		受託者名 (調査員 印)			
調 査 結 果 報 告 書					
受理番号		申請者		調査月日	
自動車使用の本拠	申請書のとおり 相違する				
保管場所の位置	申請書のとおり 相違する				
保管場所 の状況	所有者	自己単独所有 ・ その他			
	出入りの支障の有無	有 ・ 無			
	収容の可否	可 ・ 否			
	保管場所の名称				
	保管場所の面積				
	収容可能台数				
	区画番号				
保管場所 付近道路 状況	通行道路の幅員	m		通行の可否	可 ・ 否
	車両通行禁止制限	有 ・ 無		車幅制限	有 ・ 無
調査員 意見	適当・不適當 (不適當理由)			写真撮影	有 ・ 無

山形県知事 殿

受 託 者 名

委託業務調査実績報告書

年 月分の自動車保管場所委託事務調査実績は、次のとおりでありますから  
所轄署長の確認書を添えて報告します。

記

- |   |                 |      |     |    |
|---|-----------------|------|-----|----|
| 1 | 当月受託件数          | 件    |     |    |
| 2 | 前月受託未回答件数       | 件    |     |    |
| 3 | 当月回答件数          | 件    |     |    |
|   | 内 訳 (1) 当月受託のもの | 件 (適 | 件、否 | 件) |
|   | (2) 前月受託のもの     | 件 (適 | 件、否 | 件) |
| 4 | 当月受託件数のうち、未回答件数 | 件    |     |    |
| 5 | 業務完了年月日         | 年    | 月   | 日  |

年 月 日

警察署長 殿

受 託 者 名

調査業務実績の確認について

年 月分の調査事務は、次のとおりでありますから確認方お願いします。

記

年 月分

警察署

1	当 月 受 託 件 数		件
2	前月受託未回答件数		件
3	当 月 回 答 件 数		件
内 訳	当月受託のもの	件 (適 件、否 件)	
	前月受託のもの	件 (適 件、否 件)	
4	当月受託件数のうち 未回答件数		件

上記のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

警 察 署 長